

報 道 発 表

令和 4 年 3 月 1 7 日

宮 城 県

仙 台 管 区 気 象 台

令和 4 年 3 月 1 6 日 2 3 時 3 6 分頃の福島県沖の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について（第 2 報）

令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震に伴う土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な運用を、最新の震度データに基づき変更します。

令和 4 年 3 月 16 日 23 時 36 分頃の福島県沖の地震について、入電していなかった地点の震度データが新たに入電したことに伴い、宮城県美里町の最大震度が震度 5 強から震度 6 弱に更新されました。このため、通常基準の 8 割の暫定基準を設けていた美里町について、通常基準の 7 割の暫定基準に変更します。

これにより、この地震に伴う土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な運用の詳細は下表の通りとなります。

【通常基準の 7 割で運用する市町】

登米市、蔵王町、栗原市東部、大崎市東部、涌谷町、名取市、角田市、岩沼市、大河原町、川崎町、亘理町、山元町、石巻市、東松島市、美里町

【通常基準の 8 割で運用する市町村】

栗原市西部、色麻町、加美町、白石市、村田町、柴田町、丸森町、仙台市東部、仙台市西部、塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大和町西部、大郷町、大衡村、女川町

※ 変更した市町村は下線の通り。

なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問合せ先：宮城県土木部防災砂防課

担当：菅原

電話 022-211-3232

FAX 022-211-3193

仙台管区気象台気象防災部予報課 担当：佐々木

電話 022-297-8002

FAX 022-297-8260

